

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第27回）議事概要

1 日 時

平成23年3月29日（火）14時00分～16時07分

2 場 所

総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、國井 秀子、関口 博正、長田 三紀、宮本 勝浩  
(以上5名)

（2）臨時委員（敬称略）

辻 正次、東海 幹夫  
(以上2名)

（3）事務局

情報流通行政局総務課

（4）総務省

原口電気通信事業部長、前川総合通信基盤局総務課長、古市事業政策課長、犬童事業政策課企画官、木村事業政策課調査官、二宮料金サービス課長、吉田料金サービス課企画官

4 議 題

（1） 答申事項

ア 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（実際費用方式に基づく平成23年度の接続料等の改定）について【諮問第3028号】

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

専用線等の実際費用方式を適用する平成23年度の接続料及びその他手続費等の改定の認可に係るもの。

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成23年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）について【諮問第3029号】

審議の結果、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から申請のあった乖離額調整制度の導入については、恒常的なものではなく、今回の接続料算定期間に限り特例として認めることとし、その旨の補正申請が行われた場合には認可することが適当との答申をした。

**【内容】**

平成20年度から平成22年度までの3年間を算定期間として将来原価方式により算定されていた加入光ファイバ（光信号端末回線伝送路機能等）の接続料についての平成23年度以降の接続料の改定の認可に係るもの。

ウ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成23年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）について【諮問第3030号】

審議の結果、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から申請のあった乖離額調整制度の導入についてはこれを認めないこととし、その旨の補正申請が行われた場合には認可することが適当との答申をした。

**【内容】**

NTT東西のNGNに係る次の4つの機能

- ① 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能
- ② 関門交換機接続ルーティング伝送機能
- ③ 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能
- ④ イーサネットフレーム伝送機能

についての平成23年度の接続料の改定の認可に係るもの。

エ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3031号】

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

**【内容】**

平成22年12月14日付け情報通信審議会答申「ブロードバンドサービスが全国に普及するまでの移行期におけるユニバーサルサービス制度の在り方」を受けて、加入電話に相当する光IP電話を基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）の対象とすること等について、所用の改正を行うもの。

オ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成23年度の接続料等の改定）について【諮問第3032号】

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

接続料規則等の一部を改正する省令の公布・一部施行を受けた、長期増分費用方式に基づく平成23年度の接続料等の改定の認可に係るもの。

(2) 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の基礎的電気通信役務に係る効率化のための具体的方策並びに基礎的電気通信役務支援機関の平成23年度事業計画について

【内容】

「NTT東西の平成23年度における基礎的電気通信役務に係る設備利用部門の費用の効率化の計画」及び「基礎的電気通信役務支援機関の平成23年度事業計画及び収支予算」について総務省より報告があったもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 丸山 高橋

電話 03-5253-5694

FAX 03-5253-5714

メール ip-council@soumu.go.jp